

令和8年度 第7回役員会議事要旨

日 時 令和8年6月24日（水）10時30分～10時43分

場 所 W e b 会議

出席者 学長、大島理事、鯉川理事、青木理事、野口理事、田中理事

欠席者 竹下理事

陪席者 大川内監事

1 審議事項

【一括審議事項】

(1) 給与支給日変更による役員報酬規程及び関連就業規則の一部改正について

育児時間制度等や近年の医師の働き方改革の導入により、教職員の勤怠確認・入力及び給与計算業務が複雑化し、業務に多大な労力と時間を要している状況を踏まえ、当該業務の十分な処理時間確保のため、給与支給日の変更及び関連就業規則の一部改正を行うことについて審議するもの。

(2) 国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正について（扶養手当の所得基準の見直し）

扶養手当制度における収入判定について、現行の取扱いでは、規程上に年額130万円の基準を明示しているが、人事院勧告においては、大学生年代における収入増加傾向等を踏まえた見直しがされており、これに対応するため国立大学法人佐賀大学職員給与規程の一部改正を行うことについて審議するもの。

(3) 大学間学術交流協定校との学術交流協定締結について（更新）

国立政治大学（台湾）及びカントー大学（ベトナム）との学術交流協定について、学生交流機会の拡大や本学の更なる国際化及び学生へのグローバル意識向上にも寄与することが期待されるため、5年間の協定更新を行うことについて審議するもの。

(4) 第4期中期目標期間（4年目終了時）の評価に係る報告書（達成状況報告書、業務実績報告書）について

第4期中期目標期間（4年目終了時）の評価に係る報告書について、国立大学法人法第31条の2第1項第1号及び第31条の3第1項に基づき、「達成状況報告書」を独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に、「業務実績報告

書」を文部科学省にそれぞれ提出することについて審議するもの。

(5) 経済学部経済学科の設置に係る設置報告書の提出について

令和9年4月設置予定の経済学部経済学科の設置について、大学設置・学校法人審議会大学設置分科会運営委員会における事前相談の確認の結果、設置を可とする判定となったことから、設置報告書を文部科学省へ提出することについて審議するもの。

(6) 令和9年度概算要求事項、ミッション実現戦略分及び設備マスタープランについて

令和9年度概算要求に向けて、ミッション実現加速化経費（共通政策課題分）の要求事項を選定するとともに、教育研究組織改革分のうち支援期間が終了する事業の最終評価及びミッション実現戦略分の4年目終了時評価（中間評価）に係る報告書を文部科学省へ提出することについて、また、教育、研究及び医療設備に係る「設備マスタープラン」を令和8年4月1日付で改訂することについて審議するもの。

(7) 令和7事業年度決算について

国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法第38条第1項及び同条第2項に基づき、令和7事業年度財務諸表等について作成し、文部科学大臣に提出することについて審議するもの。

審議の結果、上記7案件は了承された。

【審議】

(8) 令和7年度監事監査報告に対する改善等措置について

牟田口総務課長から、国立大学法人佐賀大学監事監査規則第10条第1項及び第2項の規定に基づき、「令和7年度監事監査結果報告書」が監事から提出されたことに対し、学長から監事に改善等措置を通知する旨の説明があった。また、今後現在の回答案から修正があったものについては、学長一任とさせていただく旨の説明があり、審議の結果、了承された。

2 報告事項

(9) 国立大学法人佐賀大学の役職員の給与水準公表について

小林人事課長から、国立大学法人佐賀大学の役職員の給与水準公表について、公務員の給与改定に関する取り扱いに準じて、国立大学法人においても、総務大臣が定める様式に基づき公表しているものであり、役員報酬等、職員給与、総人件費、定年制度及び60歳以上の職員の給与制度の各項目について、令和8年6月30日に文部科学省及び本学のホームページ上で公表する旨の報告が

あった。

(10) その他
特になし

以 上